

2019年4月23日

研究推進部

2019年度 東洋大学 知的財産実用化促進プログラム 募集要項

本制度は、技術移転・研究成果の社会還元を目的に、本学の知的財産の実用化を促進するための研究費について助成する制度である。

助成対象

本学に権利が継承された発明を発明者である本学専任教員が実用化を目指すための研究計画を助成対象とする。

募集締切

2019年5月20日（月）

助成期間

2019年7月1日（月）【予定】～2020年3月20日（金）

研究費

100万円を上限とする（審査の結果、申請金額より減額して措置する場合がある）。

複数の職務発明がある場合も研究者一人あたり100万円を上限とする（複数の職務発明の実用化のための計画も可）。

研究費は「公的研究費執行要領」に従い執行すること。

受給された者の義務

- ① 発明の実用化のために企業との連携について努力すること。
- ② 学内外で開催する展示会、技術発表会、プレスへの発表等での展示や発表に協力すること。
- ③ 翌年度当初に成果報告を提出すること（ヒアリングを行なう場合がある）。

申請書類

東洋大学 知的財産実用化促進プログラム 研究計画書

審査

申請者提出の研究計画書に基づき、産官学連携推進センターが委嘱した委員が書面審査及びヒアリング審査を行い、採否を決定する。

審査基準

- ①職務発明認定後の研究の進展状況（企業等との連携状況、実用化のための取組み含む）
- ②当該発明・技術の産業界での実施状況
- ③実用化に向けたロードマップを含む計画の妥当性及びその実施可能性

担当課窓口・書類提出先

白山：研究推進部研究推進課 川越：研究推進部研究推進課

板倉：板倉事務部板倉事務課 朝霞：朝霞事務部朝霞事務課

赤羽台：赤羽台事務部赤羽台事務課

以上